

観 産 5 4 3 号

平成 30 年 11 月 1 日

一般社団法人日本旅館協会 御中  
一般社団法人日本ホテル協会 御中  
一般社団法人全日本シティホテル連盟 御中  
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中

観光庁観光産業課長

宿泊施設におけるバリアフリー情報提供の努力義務化への対応について（依頼）

日頃より観光行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

本年5月に公布され、11月より施行される「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第32号）において、「建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。」とされたところであり、宿泊施設におけるバリアフリー情報の提供が努力義務化されることとなります。

また、2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機として、高齢者や障害者の旅行機会のさらなる拡大が見込まれており、観光庁においては本年8月に「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」（以下「バリアフリーマニュアル」という。）を策定したところです。

宿泊施設に係るバリアフリー情報の公表については、移動等円滑化基準への適合状況を公表することが基本となりますが、障害者等の円滑な施設利用を促進とする観点から、可能な限り、上記のバリアフリーマニュアル16ページ記載の「バリアフリー情報発信の『フォーマット案』」に則り、人的対応・サービスの可否や、基準を満たさない項目も含めてその仕様等を積極的に発信するよう、貴会員・組合員への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、この公表にあたっては、下記の点についてもご留意下さい。

## 記

1. 各施設のホームページ等への掲載に加え、海外への情報発信も可能となるような旅行業者を活用するなど、利用者の利便性に配慮すること。
2. 移動等円滑化基準に完全には適合しない客室であっても、一定の支援設備や人的対応等により、障害者等の利用が可能と考えられる客室については、その仕様等も含め積極的に発信すること。
3. 利用者の分かりやすさに配慮し、客室の写真・動画等も積極的に活用すること。

<参考：バリアフリーマニュアル掲載URL>

<http://www.mlit.go.jp/common/001250845.pdf>

<関係条文>

### ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）

※平成30年11月1日施行後の条文

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

第14条（略）

2～5（略）

6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するように努めなければならない。

### ○移動等円滑化の促進に関する基本方針（抄）

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

#### 2 適切な情報の提供

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。

その際には、利用する高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、移動等円滑化基準への適合状況、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所や駐車施設の有無、旅客施設における路線案内、運賃案内及び運行情報等利用に当たって必要となる情報並びに緊急時の情報について、視覚情報として大きな文字又は適切な色の組合せを用いて見やすく表示すること、また、聴覚情報としてはっきりした音声により聞き取りやすく放送すること、図記号又は平仮名による表示の併記等を行うこと、必要に応じて施設外からも見やすく表示すること等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。さらに、必要な情報について事前に把握できるよう、施設及び設備等に関する情報についてインターネットやパンフレット等により提供することが望ましい。なお、各施設及び設備等に関する情報は、施設設置管理者が個別に提供するととどまらず、一元化することにより、より利用しやすい形で提供できることから、必要に応じて施設設置管理者間で適切に連携し、共同して提供することが望ましい。